

下水道技術研究開発公募実施要領

1. 公募内容

1. 1 下水道技術研究開発公募の概要

下水道分野の技術研究開発の未来を担う若手研究者との連携等により、大学等の研究機関が有する先端的な技術の活用や実用化を促進し、成果の普及を図ることによって、地域毎に異なる下水道の政策課題を解決することを目的としています。

1. 2 公募課題

平成 27 年度に新規に公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

- ①都市浸水対策に関する技術研究開発
- ②生態系の保全・再生に配慮した下水処理に関する技術研究開発
- ③流域全体における資源・エネルギーの最適管理に資する技術研究開発

1. 3 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定しています。

契約締結日の翌日～平成 28 年 2 月 26 日

1. 4 参加資格要件

本技術研究開発において、応募資格を有するのは以下の①～②のいずれかの機関に所属する研究者又は以下の①～②のいずれかの機関に所属する研究者からなる共同研究体です。

- ① 大学等の研究機関（大学共同利用機関法人を含む）
- ② 下水道部長が委託研究を実施することが適当であると認める個人、団体

なお、契約にあたっては、研究者の所属する機関と国土交通省との間で契約を締結することとなります。研究者は、国土交通省の提示する契約書（案）に合意するとともに、必要とする手続き等を速やかにかつ適切に遂行できる体制を有していることが必要となります。

1. 5 費用の負担等

国土交通省の費用負担の限度額等は次のとおりです。

費用負担限度額（平成 27 年度）：1 技術あたり 500 万円程度

※費用負担限度額については、間接費及び消費税込み。

技術研究開発期間：原則 3 年以内

※複数年の継続課題については、下水道技術評価委員会による事後評価の結果を踏まえて継続の可否を決定することから、単年度毎の採択・契約となります。

1. 6 実施者の選定

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、有識者からなる下水道技術評価委員会委員による応募書類の審査、ヒアリング審査を行います。

審査は、下水道技術評価委員会において主に次の視点から総合的に行われます。なお、下水道技術評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので、予めご了承ください。

- ① 技術革新性：既存の技術に比べてどの程度の新規技術研究開発要素が認められるか
- ② 導入可能性：下水道行政への応用性及び成果の幅広い普及を通じた国民生活や経済活動に対する効果・意義が期待できるか
- ③ 実現可能性：目標達成及び実用化が技術的に可能であるか
技術研究開発計画、経費、実施体制は適切か

下水道技術評価委員会において、提案内容についてのプレゼンテーション等を行っていただきます。

1. 7 委託研究契約

下水道技術評価委員会における審査結果等を踏まえ、提案の採択にあたっては応募書類の修正を

求める場合があります。採択後、委託研究契約に必要な実施計画書等の承諾関係書類（様式等については別途通知します。）を提出いただき、国土交通省と委託研究契約を締結します。なお、委託研究契約期間は平成27年度の単年度とします。

1. 8 委託研究契約に関する留意事項

技術研究開発の費用の一部について、国土交通省と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度末に委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、委託研究契約条件については、別添資料1「委託研究契約書（案）」を参照してください。外注に関する契約条件については、委託研究契約書第3条により、外注は同条に規定する「再委託」に該当します。また、複数の機関または研究者からなる共同研究体にて技術研究開発を実施する場合は、別添資料2「共同研究体協定書（例）」を参考に、共同研究体協定書を締結し、その写しを提出していただきます。

1. 9 成果品の取扱い

採択された技術研究開発については、以下の成果品類を提出していただきます。なお、国土交通省は提出された報告書等を自由に公開できるものとします。

- ① 報告書（A4判） 2部
- ② その他調査職員が指示するもの 1式

※製本したものと併せて、電子データを提出してください

1. 10 技術研究開発実施上の条件

採択された技術研究開発実施者は下記の条件を遵守してください。

- ① 本技術研究開発は、国土交通省またはその指定する者の監理のもとに実施することとしていることから、技術研究開発実施中は監理担当者の指示に従ってください。
- ② 本技術研究開発の実施に際して、打合せ回数は2回以上とし、打合せ後は速やかに記録を作成し、国土交通省の担当職員に提出するとともに、打合せ記録は全て報告書に添付してください。
- ③ 研究実施部門、契約手続き等の事務部門といった適切な実施体制の構築及び人員の確保を行って下さい。

1. 11 知的財産権の排他的実施の制限

本技術研究開発の成果について、国家的見地から緊急的な対応が必要な場合等公共目的で広く利用する必要が生じた場合には、その使用を認めていただきます。また、本制度による当該技術研究開発の成果である特許権等について専用実施権及び独占的な通常実施権を設定しないこととします。

1. 12 事後評価

本技術研究開発の成果について、下水道技術評価委員会による事後評価を実施し、評価結果を公表します。

2. 応募要領

2. 1 公募対象技術

本技術研究開発では、以下の技術研究開発を対象とします。

- ①都市浸水対策に関する技術研究開発
- ②生態系の保全・再生に配慮した下水処理に関する技術研究開発
- ③流域全体における資源・エネルギーの最適管理に資する技術研究開発

2. 2 応募書類

応募に必要な書類は下記のとおりです。

様式1 応募書類受理票

- 様式 2 応募様式
- 様式 3 技術研究開発計画
- 様式 4 必要経費概算
- 様式 5 研究履歴

2. 3 応募書類に関する留意事項

応募にあたっては指定した様式を参考として、日本語で作成し提出してください。原則として、指定した枚数を大幅に超えることや枠をはみ出して作成することのないようお願いします。また、文字についても読みやすいフォントかつ大きさとしてください。

提出された応募書類については、本説明書の要領に従わない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽が認められた場合、あるいは応募資格を有しない者の応募書類である場合には、審査対象とならないことがあります。

2. 4 添付書類

添付書類として次のものを提出していただきます。

- ① 提案技術の説明資料・パンフレット等
- ② 過去の類似研究の説明資料（研究担当者の過去の研究成果の中で今回の提案技術と類似したものがある場合には、その説明資料を添付してください。なお、様式は自由としますが、各研究あたり 1 ページ程度とします。）

2. 5 応募書類の提出先（担当部局）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2－1－3
国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付調整係
電話 03-5253-8111（内線 34-313）
FAX 03-5253-1597
E-mail : hashimoto-t92tc@mlit.go.jp

2. 6 応募書類の提出期限、場所及び方法

期 限：平成 27 年 9 月 14 日（月）16：00（必着）
場 所：上記担当係
方 法：上記期限までに、応募書類を持参または郵送で提出して下さい。なお、電子メールのみによる応募は受け付けません。

2. 7 提出部数

応募書類の部数は以下のとおりとします。

- ① 応募書類 1 部（電子ファイル(PDF 版)含む）
- ② 添付書類 1 式（電子ファイル(PDF 版)含む）
- ③ 審査用書類 応募者が特定できないように固有名詞を全て削除した応募書類、添付書類：1 式（電子ファイル(PDF 版)含む）
 - ※ 電子ファイルの提出媒体は CD/DVD とし、必ずウィルスチェックをしてから提出して下さい。
 - ※ なお、提出資料は原則として返却いたしません。

2. 8 本公募実施要領の内容についての質問の受付及び回答

- 1) 質問は、書面（書式自由、ただし規格は A4 判）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メールのいずれの方法でも可能とします。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）なお、書面には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び FAX 番号、電子メールアドレスを併記するものとします。

受付期間：平成 27 年 8 月 5 日（水）10 時より
平成 27 年 8 月 26 日（水）18 時まで

受付窓口：上記担当係

- 2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から 10 日間（休日を含まない）以内に電子メールにより行います。ただし、評価基準の配点等に関する質問は受け付けないものとします。

2. 9 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表しません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、事務局で責任をもって保管、廃棄します。

2. 10 注意事項

応募にあたっては下記の事項に注意してください。

- ① 同一の技術で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の応募は認めません。
- ② 同一の研究者が重複して応募することはできません。
- ③ 本公募への応募にあたっては、技術研究開発の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することに留意して下さい。
- ④ 応募書類の作成、提出に関する費用は、応募者側の負担とします。
- ⑤ 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- ⑥ 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則認めません。
- ⑦ 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

委託研究契約書（案）

委託研究の名称 (委託件名)

委託研究実施期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

委託料の限度額 ￥●, ●●●, ●●●-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥●●●, ●●●-)

成果品の納入場所 国土交通省水管理・国土保全局下水道部

頭書研究の委託について、委託者 支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と受託者 ■■■■■ ■◆◆◆◆◆◆（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第 1 条 乙は、委託研究実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、頭書の委託料の限度額をもって、頭書の委託研究実施期間（以下「実施期間」という。）までに、頭書の委託研究（以下「委託研究」という。）を完了しなければならない。
2 前項の実施要領に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 2 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止等）

第 3 条 乙は、委託研究の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
2 前項の「主たる部分」とは、委託研究における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
3 乙は、委託研究の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
4 前項の規定は、乙がコピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計の軽微な業務を再委託しようとするときには適用しない。
5 乙が委託研究の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。
6 乙は、委託研究の処理に当たり、第三者との間で共同研究等の契約を締結してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（履行体制の把握）

第 4 条 乙は、前条第3項及び第6項の承諾を得た場合において、再委託の相手方（共同研究等の相手方を含む。）がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第4項の

軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。
履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 乙は、前項の場合において、甲が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（実施計画書の変更等）

第 5 条 乙は、実施計画書及び四半期別必要経費内訳書の変更（各費目相互間における金額の 2 割以内の変更を除く。）をしようとするときは、変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書について遅滞なくその内容を審査し、不適当と認めたときは、乙と協議するものとする。
- 3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託研究の処理状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

（委託研究の内容の変更等）

第 6 条 甲は、必要がある場合には、委託研究の内容を変更し、又は委託研究を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、実施期間又は委託料の限度額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 予期することのできない賃金水準、物価水準等の変動により、委託研究に要する直接経費（人件費、諸謝金、旅費、宿費）に大きな変動が生じ、委託料の限度額が著しく不適当となったときは、甲乙協議のうえ委託料の限度額を変更することができる。
- 3 前条第 1 項及び第 2 項の規定は、第 1 項及び前項の場合について準用する。
- 4 第 1 項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

（実施期間の延長等）

第 7 条 乙は、その責に帰することができない事由により実施期間までに委託研究を完了できないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して実施期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 甲は、乙の責に帰する事由により実施期間までに委託研究を完了することができない場合において、実施期間後に完了する見込みがあると認めたときは、その内容を審査し、損害金を付して実施期間を延長することができる。
- 3 前項の損害金は、委託料の限度額に対して延長日数に応じ年 5 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第 8 条 委託研究の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は、乙が負担しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

（検査及び引渡）

第 9 条 乙は、委託研究を完了したときは、遅滞なく成果品に添えて完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の成果品、完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に甲又は甲の指定した職員により検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、成果品に添えて補正完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。
- 4 第 2 項の規定は、甲が前項の成果品、補正完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を受理した場合に準用する。

- 5 甲は、第2項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、乙にその旨を通知しなければならない。
- 6 前項の委託料の確定額は、現に委託研究に要した経費の額と委託料の限度額のいずれか低い額とする。
- 7 乙は、第5項の通知を受けたときは、遅滞なく成果品を甲に引き渡さなければならない。

（委託料の支払）

- 第10条 乙は、前条第7項により、成果品の引き渡しを完了したときは、甲に対して、確定した委託料の支払いを請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定により、適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
 - 3 乙は、甲の責に帰すべき事由により前項の委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して、遅延日数に応じ年2.9パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（概算払）

- 第11条 乙は、実施計画書及び四半期別必要経費内訳書に基づいて、各四半期における所要額として委託料の概算払いを請求することができる。
- 2 甲は、前項の請求により、必要があると認められる金額については、前条第1項の規定にかかわらず、概算払をすることができるものとする。
 - 3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（概算払の精算）

- 第12条 乙は、第9条の精算報告の確認の結果、既に概算払により受領した金額に差額が生じた場合は、甲にその旨を申請する。
- 2 乙は、前項の結果に不足額が生じた場合には、甲に不足額の支払いを請求することができる。
 - 3 甲は、前項の規定による請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
 - 4 乙は、第1項の結果に余剰額が生じた場合には、遅滞なくこれを甲に返還しなければならない。

（知的財産権の範囲）

- 第13条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
 - 二 特許法に規定する特許をうける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国に於ける上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）
 - 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国に於ける上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
 - 四 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利。
- 2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては意匠の創作、回路配置利用権の対象となるものについては回路配置の創作、育成者権の対象となるものについては品種の育成、プログラム等の著作権の対象となるものについてはプログラム等の創作並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の帰属)

- 第14条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書により甲に届け出た場合は、当該委託研究に係る知的財産権を乙から譲り受けないことができるものとする。
- 一 乙は、当該委託研究に係る発明等を行った場合には、遅滞なく第16条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
 - 二 乙は、国が適正な対価を支払う場合においては、当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
 - 三 乙は、国が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。ただし、本号に通常の公共事業への活用は含まれない。
 - 四 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
 - 五 乙は、当該知的財産権が存続期間の満了等により消滅するまでの間、専用実施権及び独占的な通常実施権等を設定しないものとする。ここでいう独占的な通常実施権等の設定とは、当該知的財産権について権利保有者のみが実施（自己実施）すること、権利保有者が特定の者以外の者には実施許諾しないこと、又は実施許諾の対価（ロイヤリティー）を時価よりも著しく高く設定すること等のいずれかにより、実施権について独占的な状態を設定することをいう。
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から無償で当該知的財産権を譲り受けるものとする。その承継等の時期は特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては出願、回路配置利用権に係る権利にあっては、申請に先立って行うものとし、乙は知的財産権帰属届出書並びに次の各号に掲げる書類を甲に提出するものとする。
- 一 乙の従業員又は役員（以下「従業員等」という。）の行った発明等に係る知的財産権を受ける権利を乙が承継した旨を記載した書面。
 - 二 前号の知的財産権を受ける権利を乙が甲に無条件で譲渡する旨を記載した書面。
 - 三 第一号に係る発明等の範囲、内容等を記載した書面。
- 3 乙は第1項の書面を出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の管理)

- 第15条 乙は、前条第2項に該当する場合、前条第2項の書類の提出後、甲の指示に従い、乙は当該委託研究に係る発明等について、次の各号に掲げる手続きを甲の名義により行うものとする。
- 一 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
 - 二 回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
 - 三 プログラム等の著作物にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続き
- 2 甲は、前項の場合において、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を別途支払うものとする。
- 3 乙は、当該委託研究に係る甲の名義の産業財産権等の登録後に生じた問題等の解決のため、甲より協力の要請があった場合には速やかに対応することとする。

(知的財産権の報告)

- 第16条 乙は、当該委託研究に係る産業財産権に関する出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合には、特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国の委託研究に係る成果の

出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】
「国等の委託研究の成果に係る特許出願（平成〇年度国土交通省水管理・国土保全局「〇〇」委託研究、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願）」

- 3 乙は、第1項に係る産業財産権の設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、当該委託研究に係るプログラムの著作物又はデータベースの著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に、著作物通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、当該委託研究に係る知的財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、実施もしくは許諾した日から60日以内に、知的財産権実施届出書を甲に提出しなければならない。

（知的財産権の移転）

第17条 乙は、当該委託研究に係る知的財産権の全部又は一部を甲以外の第三者に移転する場合には、第14条、第15条、第16条、第18条、第19条、第20条、第21条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう、当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合は、この限りではない。
 - イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転をする場合
 - ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転をする場合
 - ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転をする場合
- 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の実施許諾）

第18条 乙は、当該委託研究に係る知的財産権を甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第14条第1項、第20条及び第21条の規定の適用に支障を与えないように当該第三者に約させねばならない。

（知的財産権の放棄）

第19条 乙は、当該委託研究に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

（知的財産権の帰属の例外）

第20条 委託契約の目的として作成される報告書に係る著作権は、プログラム等の著作権を除きすべて甲に帰属する。

- 2 第14条第2項及び前項の規定により著作権を乙から甲に移転する場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

（ノウハウの指定）

第21条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、当該委託研究完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿

すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(職務発明規程の整備)

第22条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員等が行った発明等が委託研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。

(残存物件の返還)

第23条 乙は、委託研究の実施により生じた残存物件の返還については、成果品の引き渡し前に甲と協議の上、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除及び違約金等)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 その責に帰すべき事由により、実施期間内に委託研究が完了しないとき、又は完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 三 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項の規定により甲が契約を解除したときは、委託料の限度額の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

3 乙は、第1項により、甲が契約を解除した場合において第11条により概算払を受けているときは、甲に対してその概算払の額に、概算払日から返還の日までの日数に応じ、年2.90パーセントの割合を乗じて得た額の利息を付して返還しなければならない。

(委託料の経理及び監査)

第25条 乙は、委託料の経理について、当該委託に係る支出の実績を確認できる根拠資料又は証拠書類（以下「証拠書類等」という。）に基づく支払実績額により精算報告書及び委託費経費内訳報告書を整備し、証拠書類等とともに保管しなければならない。

2 乙は、実施計画書に記載された各費目相互間の流用（各費目相互間における金額の2割以内の変更を除く。）をしてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

3 乙は、委託料の経理状況について、各四半期終了後30日以内に甲に報告しなければならない。

- 4 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。
- 5 乙は、第1項の帳簿及びその収支内容を証する証拠書類を、委託研究終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第26条 乙は、委託研究の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(成果の公表)

第27条 委託研究の内容及び成果の公表にあたっては、次の各号の通りとする。

- 一 公表する内容については、委託研究完了時（委託研究実施期間内においては公表しようとするとき）に、知的財産権及びノウハウの保護の観点から、公表の可否、公表する範囲について甲乙協議するものとする。
- 二 乙は、委託研究の内容及び成果を公表しようとするときは、前号で協議した内容に従うとともに、公表前に甲に報告しなければならない。この場合、乙は、特段の理由がある場合を除き、その内容が甲の委託研究の結果得られたものである旨を明示しなければならない。
- 三 前号の報告をしなければならない期間は、委託研究の実施年度の終了の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲乙協議してこの期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第28条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5.00パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

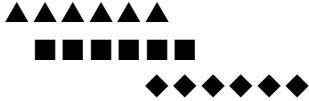
(補 則)

第29条 この契約書に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関2-1-3
支出負担行為担当官
水管理・国土保全局長 ○○ ○○ 印

乙  印

別添資料2

共同研究体協定書（例）

（目的）

第1条 当該共同研究体は、次の業務を共同連帶して行うことを目的とする。

- 一 國土交通省水管理・國土保全局委託に係る〇〇研究（当研究内容の変更に伴う研究を含む。以下「〇〇研究」という。）
- 二 前号に付帯する研究

（名称）

第2条 当共同研究体は、〇〇共同研究体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当共同体は、平成 年 月 日に成立し、〇〇研究の委託契約の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

（注）〇の部分は、例えば3と記入する。

（構成員の住所及び名称）

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇大学

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇大学

（代表者の名称）

第6条 共同体は、〇〇大学を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 共同体の代表者は、委託研究の履行に関し、共同体を代表して、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって研究委託料（概算払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果品等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務）

第8条 各構成員の〇〇研究の分担は、次のとおりとする。ただし、分担研究の一部につき委託者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇の〇〇研究 〇〇大学

〇〇の〇〇研究 〇〇大学

2 前項に規定する分担研究の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇研究の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担研究の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帶して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員はその分担研究を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本研究を行うにつき発注した共通の経費等については、分担研究額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担研究に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、共同体が〇〇研究を完了する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいづれかが研究途中において破産又は解散した場合においては、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帶して当該構成員の分担研究を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帶して破産又は解散した構成員の分担研究を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(知的財産権)

第18条 構成員は、構成員間において知的財産権について定めが必要な場合は、協議の上、別途、定めるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○大学外○大学は、上記のとおり○○共同研究体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

○○大学

学長 ○ ○ ○ ○ 印

○○大学

学長 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇共同研究体協定書第8条に基づく協定書（案）

国土交通省水管理・国土保全局委託に係る〇〇研究については、〇〇共同研究体協定書第8条の規定より、当共同体構成員が分担する研究の研究額を次のとおり定める。

記

分担研究額（消費税及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇研究〇〇大学〇〇円

〇〇〇の〇〇研究〇〇大学〇〇円

〇〇大学外〇大学は、上記のとおり分担研究額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年　　月　　日

〇〇共同研究体

代表者　　〇〇大学　　学長　　〇〇〇〇　　印

〇〇大学　　学長　　〇〇〇〇　　印